

公益社団法人日本複製権センター
管理委託契約約款細則

平成28年 4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人日本複製権センター（以下「受託者」という。）が定める管理委託契約約款に基づく管理委託契約を、正会員団体以外の委託者と締結するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(委託者の要件)

第2条 委託者の要件は、法人又は個人とし、いずれも受託者が別に定める反社会的勢力排除ポリシーに該当しないものとする。

(委託出版物の要件)

第3条 受託者が受託する出版物は、企業・団体内複製利用が見込まれる出版物とし、その判断については別に定める基準に基づき、受託者が行うものとする。

(委託の申し込み)

第4条 委託者は、受託者に出版物の委託を申し込むに当たり、その内容を了解した上で受託者が指定する申込書類に必要事項を記入し、受託者に提出するものとする。

(審査)

第5条 受託者は、委託者が提出した書類に基づき、本細則第2条及び第3条に規定された要件を満たしているかどうかを審査する。

審査の結果、委託者の要件或いは委託出版物の要件を満たさないと判断された場合は、受託しないこともある。

審査に関しては、受託者はその内容を公表しないものとする。

(出版物リストの提出)

第6条 委託者は、契約完了後速やかに受託者所定の様式に従い、出版物リストを受託者に提出するものとする。

(定時報告)

第7条 委託者は、出版物に増減がある場合、本細則第4条で規定された申込書類に記入の報告時期に従い、受託者に対し報告を行うものとする。

(分配)

第8条 受託者は、委託者が委託した出版物の3月31日現在における総数に基づき、使用料分配規程及び分配委員会が決定し、理事会が承認する方式に従い、毎年9月末に委託者に

対し基礎分の分配を行う。

また、受託者は、複写利用実態に基づき、複写利用が確認された場合は、分配規程及び分配委員会が決定し、理事会が承認する方式に従い、毎年9月末に委託者に対し基礎分に併せて比例分等の分配を行う。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則1 この細則は平成28年4月1日から実施する。

2 個人からの出版物の受託は、当分の間行わないものとする。